

毎週火、金曜日發行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目 次

保安林の指定解除

医療機関の指定

建設業者の変更登録

肝蛭検査等の実施

◇公告

昭和二十九年度農業改良普及員資格試験合格者

准看護婦試験の実施

市 郡	所 在 場 所	面 積			
岩美	福部	細川	高浜	三六ノ四〇番	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四一至、〇三一	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四二至、〇三一	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四三至、〇三一	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四四至、〇三一	一町 台帳一見込

備林防砂飛の消滅

森林法

森林法施行令

森林法

森林法

森林法

市 郡	所 在 場 所	面 積			
岩美	福部	細川	高浜	三六ノ四〇番	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四一至、〇三一	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四二至、〇三一	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四三至、〇三一	一町 台帳一見込
同	同	同	同	三六ノ四四至、〇三一	一町 台帳一見込

告 示

鳥取県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条
及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）
第二条の規定により次の保安林の指定を解除する。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

◇雑報

鳥取県市町村職員共済組合組合会の招集

◇正誤

昭和三十年三月一日鳥取県告示第九十八号中

訂正

00231

昭和30年3月18日 金曜日 鳥取県公報 第2599号

別表

鳥取県告示第百二十八号

次のように肝蛭検査並びに駆除を実施するので家畜傳染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対し検査をうけることを命ずる。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 実施の目的 肝蛭の予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛たゞし分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く

四 實施の期日 別表のとおり

五 檢査、驅除の方法

検査……小野氏式皮内反応検査及び渡辺氏式虫卵検査

駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

第2599号

00230

昭和30年3月18日 金曜日 鳥取県公報 第2599号

鳥取県告示第百二十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年三月十八日

名 称	所 在 地	管轄保健所
赤崎町国民健康保険直営以西診療所	東伯郡赤崎町大字宮木三一六番地	倉吉保健所
(は)第八五号	十月二十七日	(新)稻垣寅吉

鳥取県告示第百二十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和三十年三月七日変更登録した。

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所々在地	申請者氏名
鳥取県知事登録	昭和二十九年十月二十七日	山陰電気工業株式会社	鳥取市職人町三〇〇之一	(旧)稻垣寅吉 (新)稻垣久義

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

実施期日	実施区域	実施場所
三月二十三日	米子市福生	同上
"二十四日	西伯郡大和村	"
"二十五日	"	"
"二十六日	大幡村	"

公 告

昭和二十九年度農業改良普及員資格試験に合格したもののは次のとおりである。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

河口耕司、和田亮、高眞英夫、山根俊弘、谷尾秀広
小谷力、内田実、三田房市、米原光雄、安住礼一
竹内能彦、三好修、山本昭郎、中尾時治、坂本和典
小原文男、林原克芳、須崎睦夫、石脇勇

昭和三十年二月二十七日実施した昭和二十九年度鳥取県

建築代理士試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

和田仁一

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）

一 試験場所

昭和三十年四月五日（学科）

午前九時開始

二 試験日時

昭和三十年四月六日（実地）

三 試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生
食餌療法
華理概論

一般看護法（理論及び実地）
看護史及び看護倫理
看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法
外科疾患及び看護法
小兒科疾患及び看護法

産婦人科疾患及び看護法
眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器疾患

理学療法

受験資格

- 1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者（試験当日まで二年修業見込の者を含む）
- 2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指

定した准看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）

3 (1) 文部大臣の指定した学校において三年以上看護

婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日までに三年以上修業見込の者を含む）

(2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）

(3) 外国看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

4 外国看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち(3)の(3)に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認めた者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、關東州、滿州又は中國本土の地域内に在つて、昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で

当該地において保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十一年三月二十二日から三月三十一日までとし、期限経過後の願書は受理しない、但し郵送の場合三月三十一日附の消印のあるものは受理する。）

6 受験願書の提出期限

七 受験願書の提出先

八 受験手数料

鳥取県衛生部医務課（鳥取市東町九九一〇〇）

受験手数料として三百円に相当する鳥取県收入証紙を

受験願書にはつて納付すること。但し県外から受験しようとするときは現金又は小爲替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

1 受験願書(別記様式一)

2 履歴書(別記様式一)

3 写真(札型とし出願前六月以内に正面で撮影したもの)

4 戸籍抄本

5 (1) 四の1又は2若しくは3の(1)に該当する者は、

修業証明書(修業見込証明書)又は卒業証明書(卒業見込証明書)

(2) 四の3の(1)に該当する者は、外国の看護婦学校修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦

学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認められた書類の写

(iv) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

6 四の5に該当する者は、次に掲げる証明書を添付すること。

(1) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者例えは政府顧問、軍顧問、病院長、副院長科主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者であつて被証明者との関係が明らかであるものの証明書

(2) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたことを確実に証明する書類

(3) 証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書であり且つ証明の内容が証明者の確実に証明し得る範囲内のものであること。

十 受験票の交付

受験票は試験当日試験場所受付において交付する。

様式一

准看護婦試験願
本籍
住所

氏(ふりがな)
年月日生

昭和 年月 日施行の准看護婦試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

昭和 年月 日

鳥取県知事 氏名 殿

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

様式二

履歴書

本籍

住所

氏(ふりがな)
年月日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません

年月日

右氏
名印

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

雑報

市町村職員共済組合法施行令第一条第三項の規定に基き次のとおり公告する。

昭和三十年三月十八日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 原田悦壽

一 開催期日 三月二十六日 午前十一時

二 開催会場 気高郡浜村町 煙草屋旅館

三 会議に附すべき事項

昭和三十年度事業計画書について

正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤
四	四	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
始めから二	終りから二	始めから六	終りから一	始めから五	終りから一	始めから三	終りから三	始めから一	終りから一	始めから三	終りから三	始めから六	終りから六	始めから四	終りから四	始めから五	終りから五	始めから六	終りから六
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
始めから一	終りから四	始めから九	下から二	始めから九	下から二	始めから一	終りから四	始めから六	終りから六	始めから六	終りから六	始めから一	終りから四	始めから一	終りから四	始めから六	終りから六	始めから一	終りから四
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
印 刷 所